

7月NEWS

(1) 税制情報

6月1日安部首相の記者会見で、平成29年4月から予定されていた消費税率引き上げの延期が表明されました。消費税率10%への引き上げ時期について、平成31年10月に2年半再延期する方針です。

消費税率の引き上げが再延期される見込みになったことで、平成33年4月に予定される複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式である、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の導入時期等が不透明になっています。

しかし、消費税率の引き上げ時期に直接影響を受けない平成28年度の消費税に関する改正項目については、再延期に伴う改正を行わず、予定通りに施行されるとのことですので、その一部をご紹介します。

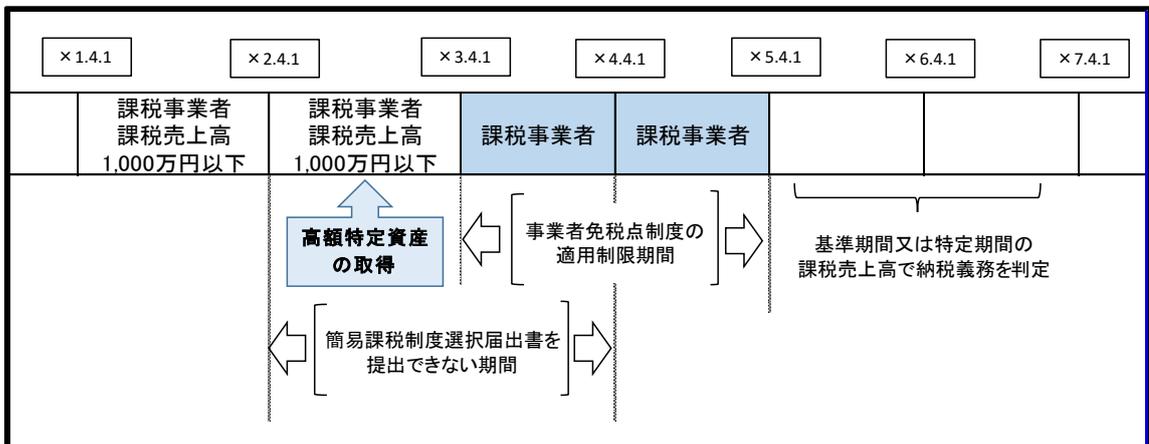
1. 高額特定資産を取得した場合の特例の見直し

課税事業者が一般申告を行う課税期間に高額特定資産の仕入等を行った場合、一定の各課税期間、事業者免税点制度及び簡易課税制度が適用できない等の見直しを行う。

【適用開始時期】平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入等を行った場合に適用

※「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れにかかる支払対価の額（税抜）が1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいう。

適用関係の具体例



2. 輸出物品販売場制度の見直し

免税販売の対象となる購入下限額の引下げや、購入者が免税対象物品を海外へ直送する際の免税手続きの簡素化などを見直しを行う。

【適用開始時期】 下記⑤を除き①～④については、平成 28 年 5 月 1 日以後に行う課税資産の譲渡等又は輸出物品販売場の許可申請等について適用

下記⑤については、平成 28 年 4 月 1 日以後に行う課税資産の譲渡等について適用

① 免税販売の対象となる購入下限額

| 免税対象物品の区分 | 改正前 | 改正後 |
|-----------------------------|------|-------|
| 一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》） | 1万円超 | 5千円以上 |
| 消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品） | 5千円超 | 5千円以上 |

② 購入者が免税対象物品を海外へ直送する際の免税手続きの簡素化

購入記録票の作成や購入者誓約書の提出等を省略できることとする

③ 商店街の筑等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例

商店街の筑等に所在するショッピングセンター等の大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内で販売場を営営する他の事業者は、当該販売場を商店街の地区等に所在する販売場とみなして、手続委託型輸出物品販売場の許可を受けることができることとする

④ 購入者誓約書の電磁的記録による提供・保存

非居住者が行う輸出物品販売場への購入者誓約書の提出は、免税対象物品を輸出する旨を制約する電磁的記録の提供によることができることとする

⑤ 免税対象物品の範囲の見直し

免税対象物品から「金又は白金の地金」がのぞかれることとする

3. 事業者向け電気通信利用役務の提供の内外判定基準の見直し

国外事業者が恒久的施設で受ける事業者向け電気通信利用役務の提供で、国内において行う資産の譲渡等に要するものは国内取引とする等の見直しを行う。

【適用開始時期】平成 29 年 1 月 1 日以後行う特定仕入から適用

| 特定仕入を行う事業者 | 現 行 | 改 正 後 |
|------------|--|--|
| 国内事業者 | 「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた（特定仕入を行った）事業者の住所又は居所（現在まで引き続いて 1 年以上居住する場所をいう）又は本店もしくは主たる事務所の所在地 | 国内事業者が国外事業所等で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等のみ要するものである場合は、国外取引とする |
| 国外事業者 | | 国外事業者が恒久的施設で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものである場合は、国内取引とする |

(2) 7月の主な税務

7月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

| 提出期限等 | 内容 |
|-------|---|
| 7月11日 | 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 (源泉所得税について年二回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月11日までに納付) |
| 7月15日 | 所得税の予定納税額の減額申請 |
| 8月1日 | 所得税の予定納税額の納付(第一期分) |
| 8月1日 | 5月決算法人の確定申告 |
| 8月1日 | 2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告 |
| 8月1日 | 法人・個人事業主の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告 |
| 8月1日 | 11月決算法人の中間申告 |
| 8月1日 | 消費税の年税額が400万円超の2・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告 |
| 8月1日 | 消費税年税額が4,800万円超の4月・5月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告 |
| 7月中 | 固定資産税(都市計画税)の第二期分の納付 |

(3) スタッフの一言

今年も早いもので半分が過ぎました。梅雨の湿度や梅雨の晴れ間の暑さと、室内の冷房での冷えに体がついていかないこともあります。季節の変わり目の体調管理にご注意の上、今年の下半期を元気に過ごしていきましょう。

担当 稲永